

川西市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き

－ 目 次 －

1	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について・・・・・・・・・・	1
2	宣誓することができる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	宣誓の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～4
4	通称名の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	宣誓書受領証の再交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	宣誓書記載内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	当該制度で受けられる公的サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
8	宣誓書受領証の返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9	パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク・・・・・・・・・・	6
10	ネットワーク加入自治体間での転出入の手続き・・・・・・・・・・	7
11	Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8～12
12	「川西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱」	13～15
13	ALLY（阪神・丹波・淡路10市1町共通啓発ロゴ）について・・・・・・・・	16



Ⅰ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

川西市では、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、だれもが自分らしく、いきいき暮らせるまちの実現をめざしています。

その取り組みの一環として、令和2（2021）年8月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を施行しました。

そして、令和8（2026）年4月1日から、パートナーシップ宣誓者の子又は親をファミリーとして証明する、ファミリーシップ宣誓制度を導入し、「川西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」が始まりました。

パートナーシップの宣誓をした一方又は双方の子（養子を含む。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）について、家族として尊重し日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した場合、市が公的に家族関係を証明する制度です。法律上の効果が生じるものではありませんが、この制度の導入により、日常生活で「家族」であることを説明することが容易にでき、行政サービスや民間サービスをスムーズに利用できるなどのメリットがあります。市として、誰もが大切なパートナーや、その家族と一緒に自分らしく暮らしていけるように支援するものであり、多様な生き方を認め合うまちづくりをさらに一歩進めることができると考えています。

【用語の定義】

この制度において、次の用語の意義は、下記のとおりとします。

（1）性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）

性的指向が異性愛のみでない者、性自認と身体の性が一致しない者又は性自認と身体の性が一致せず、性的指向が異性愛のみでない者などをいう。

（2）パートナーシップ

一方又は双方が性的マイノリティである二者間の関係であって、互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に協力し合うことを約束したものをいう。

（3）ファミリーシップ

パートナーシップにある者が、子（養子を含む。以下同じ。）又は親（養親及びその配偶者を含む。）（以下「子等」という。）も含め、互いに家族として尊重し日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した関係をいう。

（4）宣誓

パートナーシップ・ファミリーシップにある者同士又はパートナーシップ・ファミリーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、互いがパートナーシップ又はファミリーシップであることを誓うことをいう。

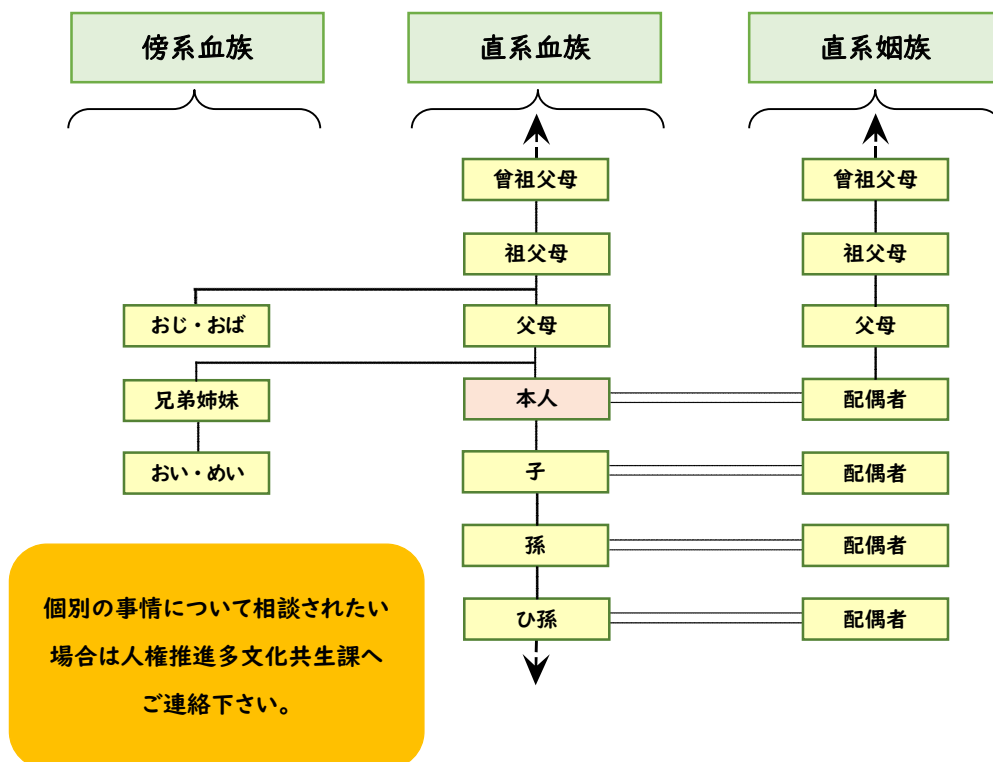
2 宣誓することができる方

◆パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓ができるのは、一方又は双方が性的マイノリティの方で、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が宣誓の翌日に民法に規定する成年であること
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有している、又は本市への転入を予定していること
- (3) 双方に配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある人を含む）がないこと
- (4) 双方が宣誓しようとする相手方以外の人とパートナーシップまたはファミリーシップでないこと
- (5) 双方が民法第734条及び第735条の規定※により、婚姻することができないとされている者（近親者）同士でないこと（パートナーシップに基づく養子縁組を除く）

※以下のように、民法の規定により婚姻することができない関係にある方とは宣誓することはできません。（下図を参照）

※パートナーシップ宣誓をすることができない方（近親者）



◆ファミリーシップ宣誓の場合は、以下の要件も満たすことが必要です。

- (1) パートナーシップの宣誓者の一方又は双方に、子または親が存在すること。
- (2) 15歳以上の子又は親をファミリーシップの一員として宣誓する場合、本人の同意があること。

3 宣誓の方法

宣誓から宣誓書受領証（証明書）の交付までの主な流れは次のとおりです。

①宣誓する日時の事前予約

宣誓を希望される方は、事前に電話、FAX、電子メール等で宣誓日時を予約してください。

電話（072-740-1150） FAX（072-740-1151）

メール：kawa0014@city.kawanishi.lg.jp

- 事前の審査のため、必要書類を宣誓日の1週間前までに提出していただく必要がありますので、審査期間を考慮し、余裕を持って予約してください。
- 予約状況等により希望日時に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

宣誓書受領証交付日時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後5時

②必要書類の確認（窓口持参または郵送で事前審査）

事前審査に必要な書類を人権推進多文化共生課へ、ご持参または郵送してください。

事前審査には、下記①～②の書類が必要です。

【事前審査に必要な書類】

① 住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る）または本市への転入を予定していることが確認できる書類（転出証明、不動産売買契約書、住宅賃貸契約書など）

② 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る）

※事前審査は1週間程度かかります。

書類に不備があれば、さらに時間がかかりますので、宣誓書受領書交付日のご希望がある場合は、早めに必要書類をご提出ください。

③宣誓日の当日（本人確認）

予約された宣誓日の当日に、2人で市役所4階4番の人権推進多文化共生課へお越しください。

★15歳以上の子又は親を含めてファミリーシップの宣誓をする場合は、子又は親の署名が入った宣誓書を、宣誓日当日に持参して下さい。

★宣誓者の子又は親は市役所へお越しいただく必要はありません。

事前審査で提出された書類を確認し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に規定する要件を満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする方が本人であることを確認するため、次のいずれかの書類の提示をしていただき、本人確認を行います。

【本人確認書類】

1. マイナンバーカード（個人番号カード）
2. パスポート
3. 運転免許証
4. その他、国や県、市が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
5. その他前各号の書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

④宣誓書受領証の交付

- 本人確認後、宣誓書の内容を確認していただき、お二人それぞれ宣誓書に署名していただきます。なお、代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。
- 宣誓書への署名が終了したときは、双方に対し、宣誓の事実を証明する宣誓書受領証を交付します。

宣誓書受領証の様式

（表面）2種類から選べます。

兵庫県 川西市 パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証

川西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、宣誓されたことを証します。

____ 様 _____ 様

宣誓日 年 月 日 川西市長 公印

パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受領証

川西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、宣誓されたことを証します。

____ 様 _____ 様

宣誓日 年 月 日 川西市長 公印

（裏面）

この受領証の掲示を受けられた方へ

この受領証は、川西市として、人生のパートナー又は家族として、日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き活躍されることを期待するものです。

この受領証の掲示を受けられた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

子又は親の氏名

4 通称名の使用

宣誓をしようとする方が、性別違和など戸籍上の氏名を使用し難い特別の事情があると市長が認める場合は、宣誓書において通称名（社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができるようになります。

5 宣誓書受領証の再交付

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号）を紛失、毀損・汚損し、再交付を希望する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）をご提出ください。宣誓書受領証を再交付します。

宣誓書受領証の裏面特記事項欄に「再交付：○年○月○日」と記入します。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

6 宣誓書記載内容の変更

住所、名前等を変更した場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第4号）と、変更に係る事実を証明する書類を提出してください。（例：住民票）変更後の内容でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を再発行します。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

7 当該制度で受けられるサービス

- 市営住宅、改良住宅、再開発住宅への入居申し込み（パートナー・子・親）
- 川西市立総合医療センターでの入院時の保証人や医療の提供にかかる情報の説明・同意（パートナー・子・親）
- 犯罪被害者等への遺族支援金の支給および日常生活の支援など（パートナーのみ）
- 空き家活用リフォームにかかる助成（若年等世帯・新婚世帯）（パートナー・子・親）
- 子育て住宅総合支援事業にかかる助成（子育て世帯）（パートナー・子・親）
- 放置自転車等の返還受付（パートナー・子・親）

市のホームページに適用状況を掲載しています➡



8 宣誓書受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）とともに宣誓書受領証を返還してください。

- ①宣誓者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき
- ②双方の一方が死亡したとき
- ③宣誓者の一方又は双方が本市域外に転出するなど申請者の要件に該当しなくなったとき
ただし、パートナーシップ制度自治体間ネットワークに加入している自治体に転出するときを除く。

9 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークについて

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体から自治体へ転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが簡素化されます。

※自治体によって受けられる行政サービスは異なります。

（1）ネットワークに加入している自治体からの転入手続き

ネットワークに加入している自治体から転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、パートナーシップ宣誓申告書（様式第6号）をご提出ください。

提出の際には、下記の①、②の書類が必要です。

- ①ネットワークに加入している自治体の受領証等
- ②住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る）または本市への転入を予定していることが確認できる書類（転出証明、不動産売買契約書、住宅賃貸契約書など）

（2）ネットワークに加入している自治体への転出手続き

ネットワークに加入している自治体へ転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）の提出、川西市で交付した『宣誓書受領証』の返還は、必要ありません。

※川西市で交付した『宣誓書受領証』は、転出先のネットワークに加入している自治体での転入手続きの際に必要なになります。

兵庫県のホームページ
ネットワーク加入自治体についてはこちら➡



10 兵庫県パートナーシップ制度について

令和6年度から兵庫県パートナーシップ制度が導入され、県の制度での証明（パートナーシップ制度届出受理証明書）でも、川西市の制度が活用できます。（※一部利用できない制度もあります。）

また、川西市の宣誓書受領証を提示することで、県の制度が活用できるなど、相互で連携を図っています。

兵庫県のホームページ
パートナーシップ宣誓制度について➡



【届出手続きについて】

届出手続きには次の方法があります。詳しくは、下記の連絡先にお問い合わせいただくか、兵庫県のホームページをご確認ください。

① 電子申請の場合

兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）にアクセス



新規届出フォーム



近親者等に関する届出フォーム

② 郵送・持参の場合

【送付・連絡先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

※令和9年5月頃移転予定。送付先住所の詳細は兵庫県のホームページをご確認ください。

兵庫県県民生活部総務課人権推進室（パートナーシップ制度担当）

TEL:078-362-9135

※届出いただく場合、必ず日程調整（事前予約）が必要となります。（平日10時から16時（正午から13時を除く。）

届出希望日から、原則7日前（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）までに、担当宛てお電話ください。

※届出の日は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

II Q&A

Q1 なぜ川西市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A1

市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性や互いを認め合い、不当な差別を受けることのない「幸せを実感できるまち」の実現をめざし、性的マイノリティの方々への社会的理解や性の多様性を尊重する取り組みを推進するために導入するものです。また、パートナーシップ宣誓者の子、親を含めて証明することで、日常生活で「家族」であることを説明することが容易にでき、行政サービスや民間サービスをスムーズに利用できるなどのメリットがあります。誰もが大切なパートナーや、その家族と一緒に自分らしく暮らしていけるように支援するために導入するものです。

Q2 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのです

A2

結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q3 法的効力がないのに、なぜこの制度があるのですか？

A3

この制度は、お二人のパートナーシップやお二人の家族のファミリーシップを尊重するものです。この制度をきっかけとして、性的マイノリティの方々に関する社会的理解が進み、性の多様性が尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q4 プライバシーは守られますか？

A4

手続きの際は、個室で対応します。また、提出書類や、記載内容等の個人情報 は 固く守られます。

Q5 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A5

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の提出や、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証の発行に、費用はかかりません。

（※ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が必要です。）

Q 6 戸籍上の性別が同一でないと宣誓できませんか？

A 6

性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もおられますので、戸籍上の性別が異性となるカップルであってもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度が利用できるよう、川西市では、戸籍上の性別は限定しない取り扱いとしています。

Q 7 事実婚の方も宣誓できますか？

A 7

事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々が直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的マイノリティ等のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入するもので、制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

Q 8 川西市民でないと宣誓できませんか？

A 8

一方又は双方が川西市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓できます。転入予定で宣誓する場合は、川西市に転入することがわかるもの（転出証明書、不動産契約書、住宅賃貸借誓約書等）をご提示ください。

Q 9 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか？

A 9

川西市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。なお、転入後14日以内に転入したことがわかるもの（住民票の写し等）を提出してください。

Q 10 同居していないと宣誓できませんか？

A 10

必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナー・ファミリーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にすることを約束した関係であることが必要です。

Q11 川西市外へ引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A11

お二人とも川西市外へ引っ越しすることになった場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を返還していただくことになります。その際は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届に必要な事項を記入し、一緒に提出してください。

また、どちらかお一人だけが川西市外へ引っ越しすることとなった場合、手続きが違いますので、次のQ12を参照してください。

なお、川西市から、パートナーシップ制度自治体間ネットワークに加入している自治体へ転出される場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）を提出する必要はありません。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（お二人分）を、転入先のネットワークに加入している自治体へ提出してください。

Q12 川西市内で引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A12

どちらかお一人またはお二人とも川西市内で住所が変わる場合、宣誓内容に変更が生じることになりますので、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」を変更内容がわかる書類と合わせて提出してください。

また、どちらかお一人だけが川西市外へ引っ越しをすることになった場合も、同様の手続きが必要です。

Q13 外国籍の方も宣誓できますか？

A13

外国籍の方も、市民であるか、市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q14 通称名を使用できますか？

A14

使用できます。性別違和を感じておられる方が使用している自認する性別にあった名前や外国籍の方が使用している日本名が該当します。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した本人確認書類など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。

なお、通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載していただきます。

Q15 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

A15

すぐにお渡しできます。ただし、宣誓書受領証を作成する時間が必要ですので、多少お待ちいただく場合があります。

なお、受領証を交付する日（宣誓日）の1週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。

Q16 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証にはどのような使い道がありますか？

A16

宣誓書受領証の適用につきましては、市の制度では、市営住宅の入居申込や災害見舞金の支給、犯罪被害者等への遺族支援金の支給（パートナーのみ）及び日常生活の支援（家事援助費用、家賃、転居費用等の助成）、空き家活用リフォームにかかる助成（若年等世帯・新婚世帯）などが対象となります。行政サービスの適用状況はホームページでご確認ください。

なお、民間サービスでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人としての適用、また住宅ローンへの適用などを行っているところも増えてきています。

Q17 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか？

A17

市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。ただし、自ら記入できないと市長が認める時は、代筆が可能です。

Q18 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と同性婚制度はどのように違うのですか？

A18

同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるもので、欧米を中心に認められている国が多くあります。一方、川西市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の内部規定である要綱による制度であり、これによる権利発生や義務の付与を伴うものではなく、同性婚とは異なるものです。

Q19 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A19

結婚に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。詳しくはお近くの公証役場へお問い合わせください。

Q20 成りすましや偽装などの悪用はされませんか？

A20

市が宣誓書を受理するとともに受領証を交付する際には、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

Q21 家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすものではないですか？

A21

当該制度は、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないため、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与えたり、法の改正につながるものではありません。

性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものです。

Q22 パートナーシップ・ファミリーシップを関係を解消した場合の対応はどうしたらいいですか？

A22

パートナーシップ・ファミリーシップ関係を解消した場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証をお二人とも返還していただくことになります。その際は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届に必要事項を記入し、一緒に提出してください。

Q23 パートナーシップ制度自治体間ネットワークに加入している自治体へ、転出入する場合の手続きは、どうしたらいいですか？

A23

パートナーシップ制度自治体間ネットワークに加入している自治体から川西市へ転入される場合は、パートナーシップ宣誓申請書、転出元のネットワークに加入している自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等、住民票の写しを提出してください。

※戸籍謄本の提出、本人確認書類の提示は必要ありません。

川西市から、パートナーシップ制度自治体間ネットワークに加入している自治体へ転出される場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）を提出する必要はありません。パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（お二人分）を、転入先のネットワークに加入している自治体へ提出してください。

川西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく、いきいき暮らせる社会の実現を目指して、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。)が異性愛のみでない者、性自認(自己が認識している性別をいう。以下同じ。)と身体の性が一致しない者又は性自認と身体の性が一致せず、性的指向が異性愛のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである二者間の関係であって、互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に協力し合うことを約束したものをいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、子(養子を含む。以下同じ。)又は親(養親及びその配偶者を含む。)(以下「子等」という。)も含め、互いに家族として尊重し日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約束した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ・ファミリーシップにある者同士又はパートナーシップ・ファミリーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、互いがパートナーシップ又はファミリーシップであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年であること。
 - (2) 一方又は双方が本市に住所を有している(本市への転入を予定している場合を含む。)こと。
 - (3) 双方に配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がいないこと及び当該パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップ又はファミリーシップでないこと。
 - (4) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組による場合はこのかぎりでない。
- 2 ファミリーシップの宣誓は、この要綱の規定によるパートナーシップの宣誓をした者(ファミリーシップの宣誓と同時に、パートナーシップの宣誓をしようとする者を含む。)であって、一方又は双方に子又は親が存在するものがすることができる。ただし、当該子(15歳以上に限る。)又は親をファミリーシップの一員として宣誓することについて本人が同意していない場合は、当該宣誓をすることができない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に、自ら署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップとなる者全員の住民票の写し(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)又は本市への転入を予定していることが確認できる書類
 - (2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)又は前条第1項第3号に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類
- 2 市長は、前項の規定により提出された書類を確認し、前条第1項各号に掲げる要件を満たしていると認めたときは、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他前各号の書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

3 ファミリーシップ宣誓をする場合においては、第1項各号の書類に加え、パートナーシップにある者の子等であることを証する書類を提出するものとする。ただし、第1項各号で提出する書類と同一の場合は省略することができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者が、性別違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(社会生活上通用していると認められるものをいう。)を使用することができるものとする。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、第3条各号第1項各号及び第2項の要件を満たしていると認めたときは、宣誓をした者の双方に対し、宣誓の事実を証明するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。この場合において宣誓者は、第4条第2項各号のいずれかの書類を市長に提示しなければならない。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

(宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)に変更の事実が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、内容を確認したうえで、当該宣誓者に変更後の内容を記載した受領証を発行するものとする。

この場合において、変更前の受領証は回収するものとする。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)に受領証を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ又はファミリーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が第3条第1項第2号から第4号までのいずれかに、ファミリーシップについては第3条第2項に該当しなくなったとき。ただし、宣誓者の双方が同条第1項第2号の規定に該当しなくなった場合であって、次条第1項第1号に規定する締結自治体又は構成自治体に転出するときを除く。

(宣誓申告等)

第10条 本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定(令和3年4月6日締結。)(以下「協定」という。)の締結自治体(以下「締結自治体」という。)又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークの構成自治体(以下「構成自治体」という。)においてパートナーシッ

プの宣誓に係る受領証等（以下「締結自治体又は構成自治体受領証等」という。）の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、当該本市に転入した者は、協定第2条第2項又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和6年4月1日制定）第3条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）パートナーシップ宣誓申告書（様式第6号）

（2）締結自治体又は構成自治体受領証等

（3）第4条第1項第1号に掲げる書類

3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体及び構成自治体に対し、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書（様式第7号）にて受領証の交付の事実を通知するものとする。

4 前項の規定による締結自治体間又は構成自治体間における情報の提供については、転入宣誓者の同意がなければ行うことができない。

5 転入宣誓者が、ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、第4条第1項各号に規定する書類の提出に加え、同条第3項に規定する書類を提出する。

6 市長は、本市から転出した宣誓者に係る宣誓書の提供を他の締結自治体又は構成自治体から求められたときは、これに応じるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

（見直し）

2 市長は、この要綱の施行の日から5年以内に、この要綱の運用状況及び性的マイノリティを取り巻く環境等の変化に応じて、必要な見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の川西市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定によってした宣誓、交付その他の行為であって、改正後の川西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（次項において「新要綱」という。）の規定に相当の規定のあるものは、当該規定によってしたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により交付された受領証及び受領証カードは、新要綱の規定により交付された受領証及び受領証カードとみなす。



阪神・丹波・淡路10市1町共通啓発ロゴ

パートナーシップ宣誓制度の取組に関する締結自治体が、性の多様性の理解促進や機運醸成に向けて、連携した取組を進め、広域的な情報発信及び啓発効果をさらに高めることを目的として、共通啓発ロゴを作成してます。

^{アライ}
ALLYは、もともと英語で「味方」や「支援」を意味する言葉で性的マイノリティを理解し支援している人、または支援したいと思う人のことを指します。

差別や偏見をなくし、性的マイノリティも安心して暮らせる社会を実現をめざします。

◆制度の内容、申請書様式等については、市ホームページに掲載しています。



提出先・問い合わせ先

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号
川西市役所 市長公室 人権推進多文化共生課

TEL:072-740-1150

FAX:072-740-1151

Email:kawa0014@city.kawanishi.lg.jp

作成(改定版) 令和8年4月1日